

# 日本の国際貢献と自衛隊海外派遣

～Table of contents～

- 0. はじめに
- 1. 政府の国際貢献
- 2. 民間の国際貢献
- 3. 自衛隊海外派遣
- 4. 憲法
- 5. 論点

## 0. はじめに

グローバル化の拡大に伴い、世界における日本の立ち位置も変わり、世界から要請される日本の姿も変化してきている。特に、イラクなどの国際紛争の舞台に日本が自衛隊の海外派遣という形で紛争解決に協力した点は記憶に新しい。日本ではそのような国際貢献のあり方に対して日本国憲法との兼ね合いや自衛隊の効果、派遣地の安全性や自衛隊の活動範囲の規定に関して多くの議論が行われてきた。

これからの日本の国際貢献の在り方は如何にあるべきか。自衛隊海外派遣の是非を議論し、それを踏まえて日本の将来の具体的ヴィジョンを見出す。

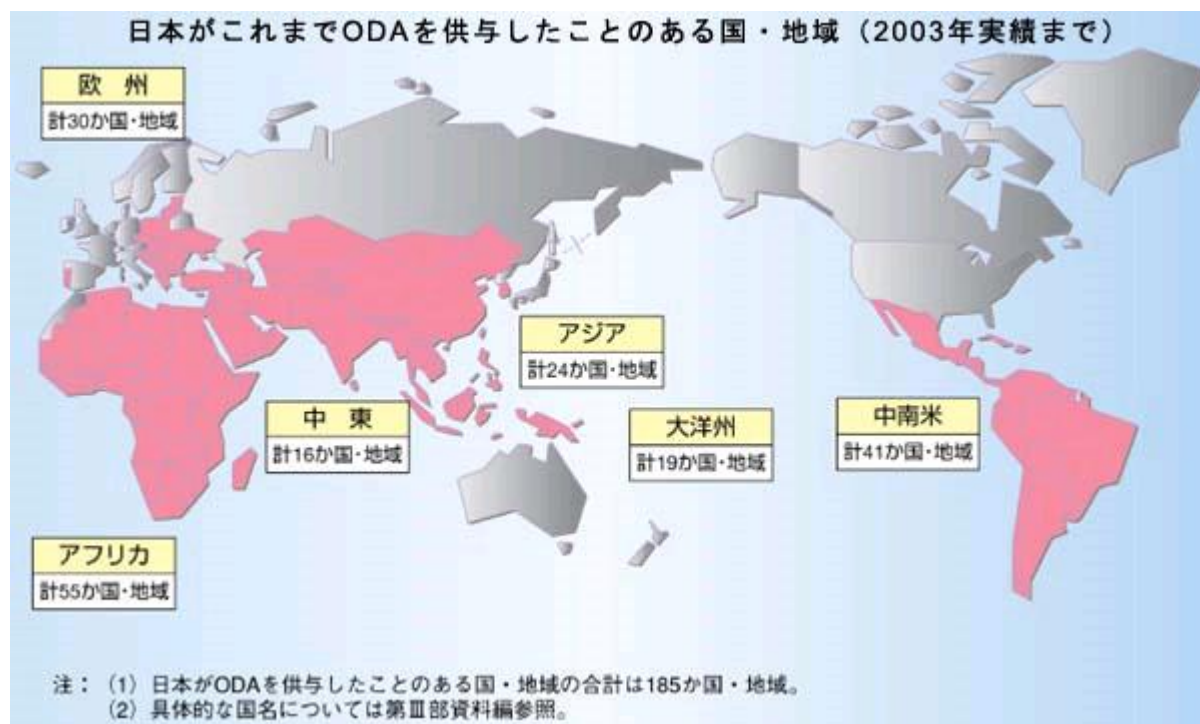
## 1. 政府の国際貢献

### 1-I. ODAとは

Official Development Assistance（政府開発援助）の頭文字を取ったもの。政府または政府の実施機関によって開発途上国または国際機関に供与されるもので、開発途上国の経済開発、福祉の向上に寄与することを主目的とした、日本政府もしくは政府実施機関による無償資金協力、技術協力、国連諸機関、国際機関への出資、拠出および政府貸付等で、グラント・エレメント(G.E.)が25%以上のものを言う。

※グラント・エレメントとは

援助条件の緩やかさを表示するための指標。商業条件の借金をG.E=0%とし、贈与はGE=100%。条件が緩和されるに従ってG.E.の割合(%)が高くなる。



## 1－Ⅱ. ODA の目的

ODA に関する規定は ODA 大綱に記されている。

《目的》 我が国 ODA の目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

《基本方針》 この目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODA を一層戦略的に実施する。

- ・開発途上国の自助努力支援
- ・「人間の安全保障」の視点
- ・公平性の確保
- ・我が国の経験と知見の活用
- ・国際社会における協調と提携

《援助実施の原則》

- ・環境と開発を両立させる
- ・軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する
- ・開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器、ミサイルの開発、製造、武器の輸出入などの動向に注意を払う
- ・開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保証状況に十分注意を払う。

※人間の安全保障とは

武力紛争、暴力、貧困、環境破壊、HIV/エイズを含む感染症など世界の人々が直面する広範で 深刻な脅威から人々を守り、それらを複合的問題ととらえ、それらへの取り組みを統合し強化しようという考え方。

以上の方針のほか、ODA に関する答弁や議論から浮き上がってきた ODA の目的を下に分類する。

### 1. 道徳的目的

富んだ国は貧しく苦しむ国を普遍的な人道主義に基づき助けるために援助すべきだという合議的な理念。

### 2. 安全保障・外交目的

援助をする側の国家安全保障を高めるためや、外交の一定目的の達成のために援助をするという理念。

### 3. 経済利益目的

援助する側にとっての輸出市場、投資市場の拡大や、自然資源の確保のために援助をするという理念。

### 4. 経済開発目的

援助を受ける国の経済開発を促進し、そのことが援助する側をも利するという理念。

### 5. 政治発展目的

援助を受ける国の経済発展により政治も民主化に向けて発展し、そのことが援助する側をも利するという理念。

### 6. 相互依存目的

援助する国と援助される国の関係を深め、相互依存の度合いを高めることが援助をする国を利するという理念。

### 1-III. ODAの種類

- 二国間援助
  - 有償資金協力

通常「円借款」と呼ばれる政府直接借款であり、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助である。開発途上国に借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができると考えられる。

- 無償資金協力

被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する経済協力の一形態である。原則的に資金供与の形態をとっており、現物供与ではなく、開発途上国が経済社会開発のための計画に必要な資機材、設備および役務を調達するために必要な資金を贈与するものである。

- 技術協力

開発途上国の社会・経済を開発する人材を育成するため、技術や知識を開発途上国に移転したり、国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援することで、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与するもの。具体的には、開発途上国の技術者や行政官への技術研修の実施、JICAなどの実施機関による専門的な技術や知識をもつ専門家やボランティアの派遣、都市や農業、運輸など各種の開発計画の作成や資源の開発などを支援する開発調査などがある。

- 多国間援助

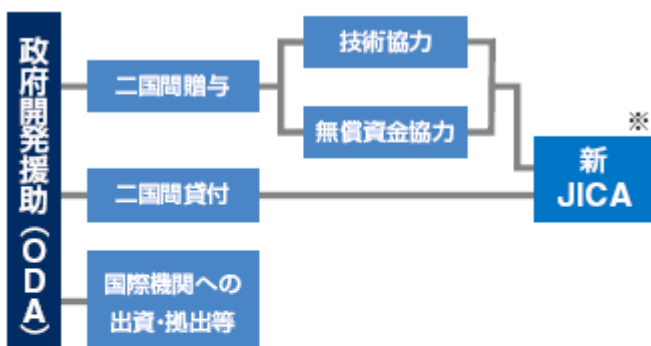
- 国際機関に対する出資・拠出

国際機関を通じた協力とは、国際機関に対する出資、資金拠出及び専門家派遣等を通じて行われる協力である。二国間協力には、我が国の外交政策に沿って機動的かつきめ細かに運営し得る、受益国との関係の増進に直接寄与する、といった長所があるのに対し、国際機関を通じた協力には、国際機関の専門性を活用し得る、援助の中立性を確保し得る、我が国の援助実施体制が不十分な途上国にも援助を供与し得る等の長所がある。

cf) JICA とは

独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency)は、政府開発援助の実施機関の一つであり、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的としている。

ODAの効率的利用のため、2008年にJICA法が改正され、新JICAとなった。具体的変更点は、JICAの管轄が以前はODA実施機関として技術協力部門の実施を行ってきただけであったが、それらに加え国際協力銀行の円借款業務と外務省のODAの無償資金協力の2部門を継承した点である。有機的かつ無駄のない効率的な海外貢献のあり方を達成しようとしている。



※2008年10月にJICAは、技術協力・有償資金協力(円借款等)・無償資金協力(注)の実施を担う新JICAへと生まれ変わります。新JICAは、年間約1兆円の事業規模と、約100ヶ国にネットワークをもつ世界有数の援助機関となります。

(注)外交政策上の必要に基づき、外務省が直接実施するものを除く

日本のODAの形態別実績 (2003年)



注(1)東欧・中東国向けを除く。  
多国間援助には、欧州復興開発銀行を除く。  
(2)直接入りの関係上、合計が一致しないことがある。

c f) 日本のODAが高い理由

以下の3つが指摘される。

- ・日本企業の海外進出を円滑にし、対象国に対する市場開拓をするため。
- ・軍事的貢献に代わる貢献策。
- ・外国政府に対する影響を及ぼすための重要なツール。

## 1-IV. 日本のODAの特徴・問題点

### 1. 法の統治がない

ODAにおける援助の実施を規定する国内の法律や法令が存在しない。そのため、海外に対しての支援が曖昧なものとなっているという指摘がある。

c f) アメリカ：対外援助法 イタリア：ODA基本法 デンマーク：国際開発協力法

### 2. リクエストベースド

被援助国からの要請に基づいて、援助の具体的な内容を決める方式のこと。アメリカ、イギリスなどDAC諸国のほとんどは自国が主導権を握り、どの国に何をどのように援助するかは援助を与える側が自主的に決める形になっている。

### 3. 無償援助と人道援助が少ない

DAC諸国のうちイギリス、オランダ、など10カ国の援助は100%、アメリカは98.8%が無償支援なのに対し、日本は約40%となっている。

### 4. 経済インフラが多い

鉄道、道路、空港などの経済インフラへの資金配分はDAC平均では15.7%である一方、日本の同比率は32.9%と依然きわめて高い。多くの先進国のODAはミレニアム開発目標の提示に伴い経済インフラから教育、福祉といった社会インフラや貧困救済、医療といった「基本的な人道上のニーズ」に重心をシフトしている中、日本は引き続いて経済インフラへの支援を重視している。

※ミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals) とは

21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示した国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。極度の貧困と飢餓の撲滅・普遍的初等教育の達成・ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上・幼児死亡率の削減・妊産婦の健康の改善・HIV/エイズ、マラリアその他疾病の蔓延防止・環境の持続可能性の確保・開発のためのグローバル・パートナーシップの推進の8つを目標に掲げている。

### 4. 専門スタッフが少ない

実際に援助に当たるJICAなどのスタッフの合計がアメリカの国際開発局のスタッフの3分の1であると指摘されている。また、日本の援助機関は開発途上国から要請のあったプロジェクトを効率的にレビューする能力を持つスタッフを有しておらず、利害関係が絡んでいる民間コンサルタントの評価に依存せざるを得ない状況にあるとも指摘されている。

### 5. 予算が減少傾向にある

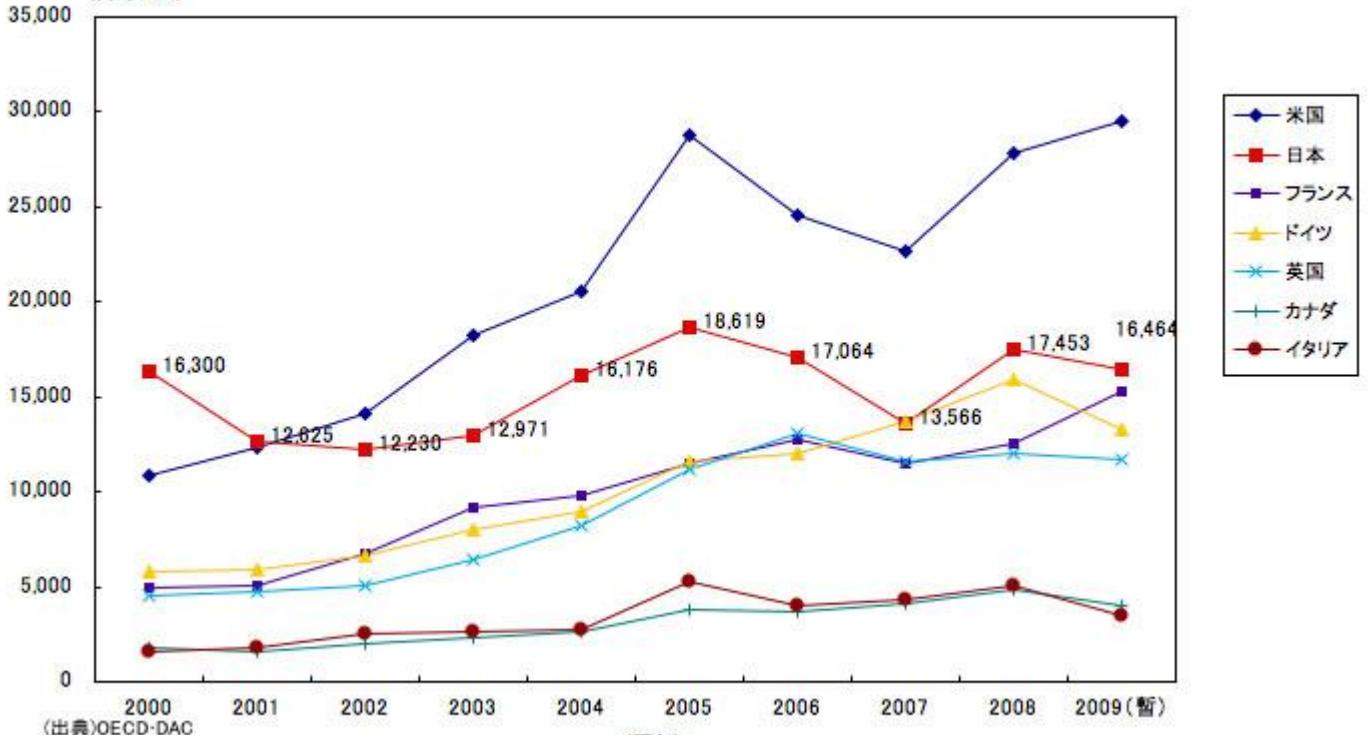
日本は90年代を通じて2000年まで世界第一の援助国としての地位を誇っていたが、財政難により一般会計のODA予算は1997年をピークにこの11年間で約4割削減されており、2007年は米、独、仏、英に続く世界第5位となった。欧米諸国は、2001年の9.11事件などをきっかけに逆に援助を増やす傾向にあり、このままでいけば、日本はさらに順位を落とす可能性もある。

### 6. 東アジア諸国に多額の支援金をだしている。

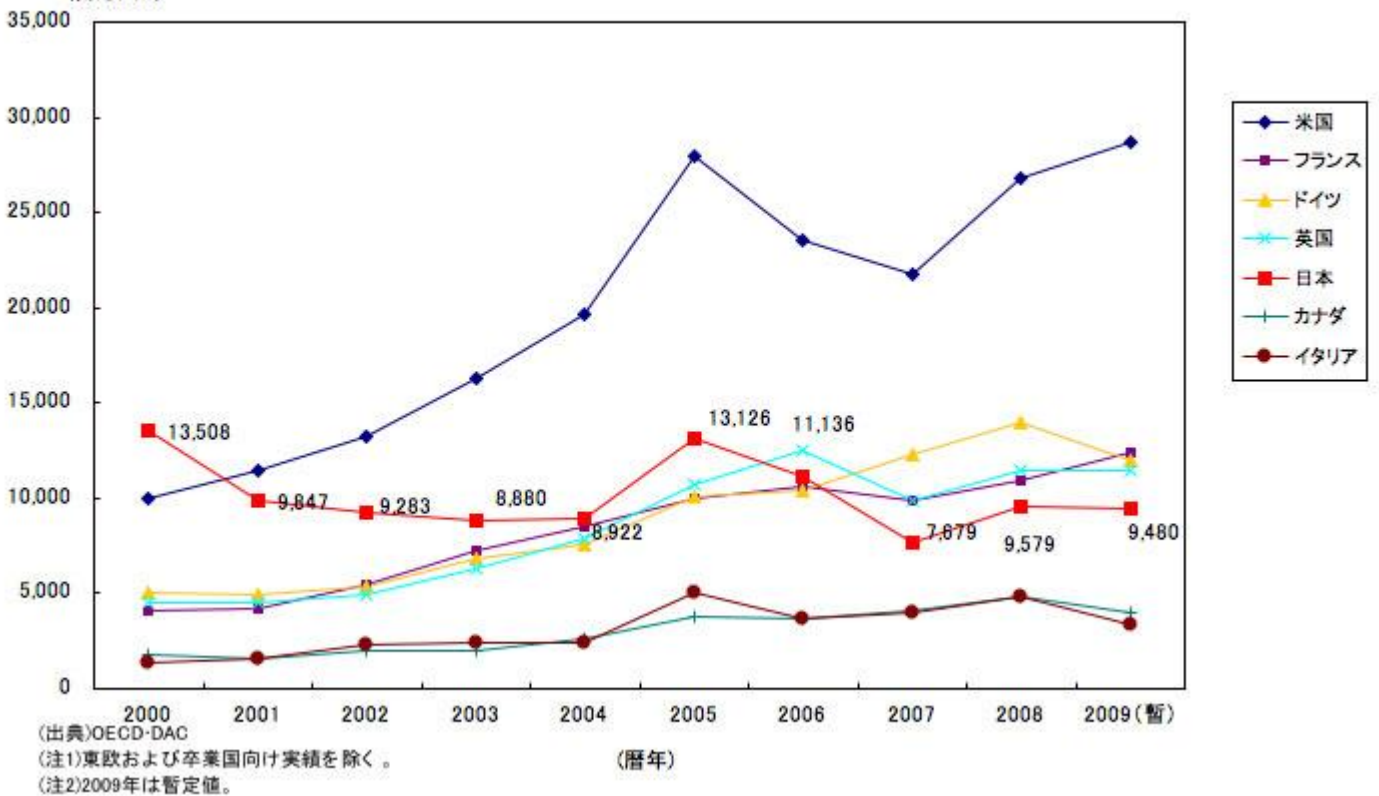
日本のODAの配分は、ASEAN諸国、中国、などの東アジアが中心であり、全体の約5割のODAを配分している。各先進国のODAの地域配分は、それぞれ地理的・歴史的・経済的なものを反映したものである。EUは、サブサハラ・アフリカへ、米国はラテンアメリカ・カリブ海諸国、中東・北アフリカに供

与相手国が偏っている。

主要援助国のODA実績の推移(支出総額ベース)  
(百万ドル)



主要援助国のODA実績の推移(支出純額ベース)  
(百万ドル)



※支出総額－回収額＝支出純額

## 7. NGO との結びつきが弱い

ODA に占める NGO への資金援助は DAC 平均が 5.2% であるのに対し、日本は 1.8% である。

c f) DAC 諸国における ODA での NGO への資金援助の割合

ノルウェー 21.1% スペイン 18.7% オランダ 14.9% アイルランド 13.6%

そのほか、中核都市に集中する傾向、現地のニーズに答えられていない等も指摘されている。

c f) 中国への ODA

中国へは日本は ODA で支援を行っているが、中国自体もアフリカへ ODA を送っている。

### 1-Ⅷ. 増額に対する批判

「アメリカが自由主義陣営の開発途上国に援助を与える場合、相手国の経済開発の状態とか統治の質を考えなければ援助の効果はあがらない。」(MIT 国際研究センター)

「対外援助というのは受け手の国が自国の財政と経済の秩序をきちんと整えない限りはいくら巨額の資金を外部からつぎ込んで前進行を生まない。」(レーガン)

「対外援助は『貧困の悪循環』を破るという本来の目的とは反対に、第三世界の『麻薬』となってしまった。(中略) 先進諸国の政府は第三世界の開発途上国の政権がいかにも無責任で、腐敗し、抑圧的であっても、いつもさらに多くの援助資金を与えてきた。その結果、受け手の国の自助努力による経済開発や貧困除去は少しも進まないという皮肉な結果が生まれてしまったのだ。」(ケイトー研究所)

## 2. 民間

### 2-I. NGO とは

軍縮や飢餓救済、環境保護などの問題に関わる活動をおこなう非営利組織。国際 NGO はその数一万七千以上に上るといわれ、多様で広大な広がりをもつ。慣習的に、国際的に活動するものを非政府組織・NGO と呼ぶ場合が多い。日本で国際協力に携わる NGO は、全国に 500 団体以上あると言われている。近年、国内外において NGO の数が増え、大規模化、専門化も進んでいる。公共の利益のための非政府組織だが、「国家や政府の枠組みに捕らわれず、市民生活に根ざして活動する」という NGO の性質上、こうした高度化によってかえって一般の市民生活と乖離してしまうのではないかと危惧されており、外部評価、活動内容や会計の透明性、意見交換などの必要性が増している。

### 2-II. NGO の特徴

団体により特徴は異なるが、主なものは以下の 3 つ。

1. 組織のあり方や仕事の進め方が柔軟で、援助を受ける現地の状況に対応できる。
2. スタッフが途上国の住民の意見を十分に聞いてプロジェクトを行う。
3. 政府関係者が行わない遠隔地でプロジェクトを行う。

### 2-Ⅲ. NGO と国との関わり

提携・支援・対話の三つの枠組みで協力を促進しようとしている・

#### ・連携

外務省と協力して NGO の活動の効果を評価したり、海外で発生する地域紛争や自然災害の被災者に対する緊急人道援助において、NGO、経済界及び政府が連携・協力して日本の NGO により効率的かつ迅速な援助を行うためのシステムを構築したりしている。

Ex) 外務省 NGO 共同事業、日本 NGO 連携無償効果検証プログラム、ジャパンプラネットフォーム

・支援

NGO の活動に対して資金援助を行い、より NGO が効果的に活動できるようにする。

Ex) 日本 NGO 連携無償資金協力、NGO 事業補助金、草の根技術協力

・対話

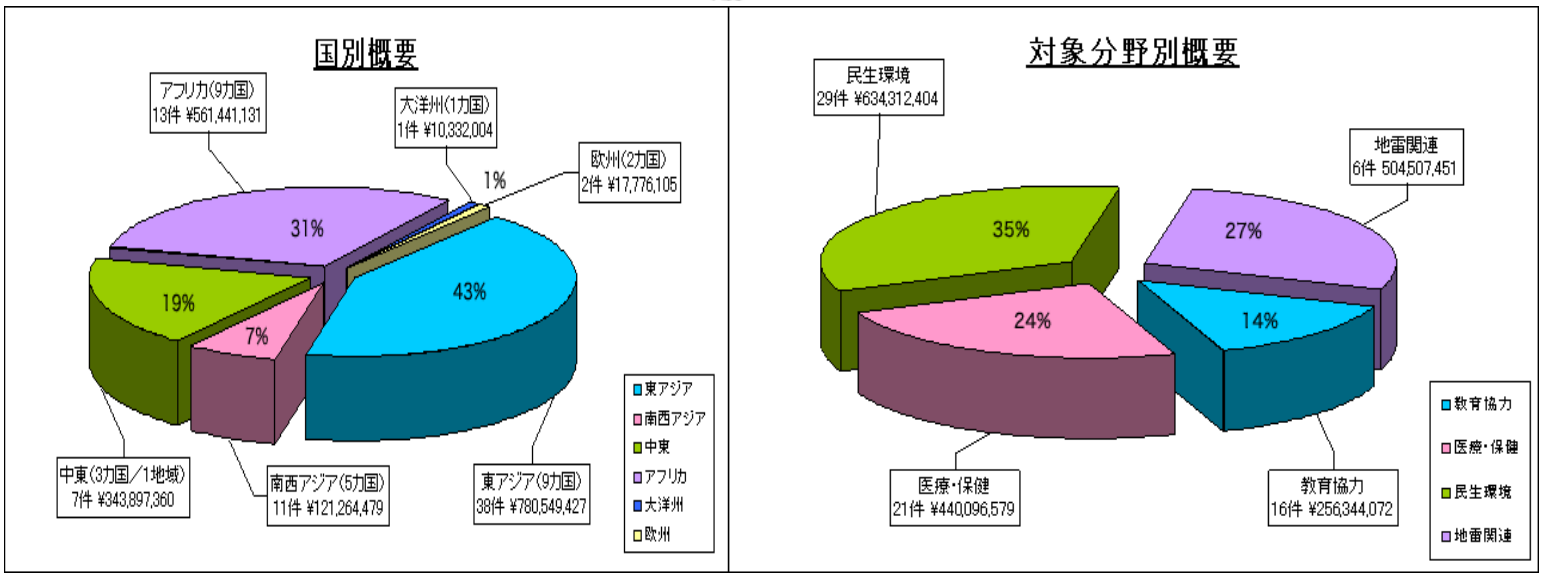
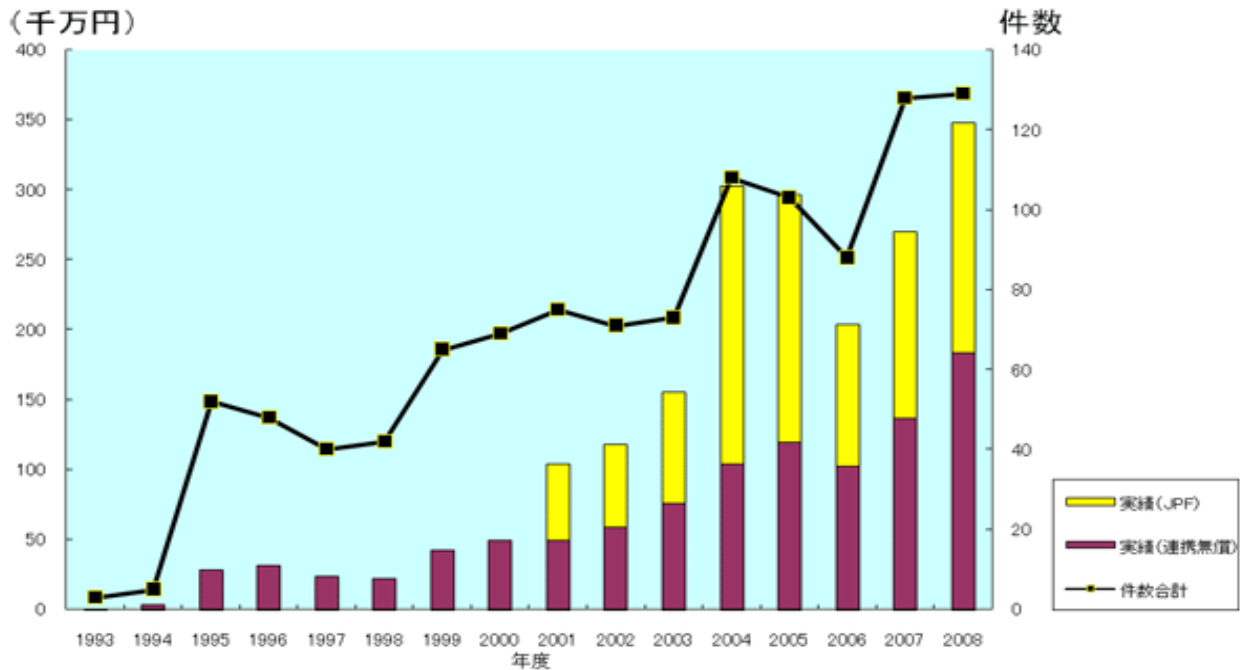
NGO からの政府への要望、また政府の活動に対しての意見を徴収し、ODA の活用に反映させようとしている。

Ex) NGO・外務省定期協議会、地球規模の保健・感染症に関する外務省と NGO との懇談会、NGO・外務省意見交換会

Cf) 意見交換会を反映して行われた政策

- ・NGO 支援策 1. 草の根無償資金協力の拡充及び内容の充実 2. JICA による NGO 支援事業の充実 3. 日本 NGO 支援無償資金協力の創設・実施要領の改訂
- ・NGO との連携強化 1. 「外務省・NGO 共同評価」の実施 2. ODA 中期政策（1999 年 8 月）の策定 3. 国別援助計画の策定

日本 NGO 連携無償資金協力／実施件数・実績額の推移



### 3. 自衛隊海外派遣

#### 3-Ⅰ. 自衛隊とは

専守防衛を基本戦略とする軍事組織で、日本国憲法第9条により戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認がされているため、日本国内において法令では軍隊とは規定されていない。

「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」（自衛隊法第3条第1項）ことを任務とする。

#### 3-Ⅱ. 海外派遣までの経緯

自衛隊は、設立当初より日本国憲法第9条の制約があり、専守防衛のための「必要最少限度の実力」として整備が進められた。海外展開能力は、それを超えるものとして忌避され、政府としても海外展開を行わないようにしてきた。1954年には、参議院で「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」がなされた。

1990年湾岸戦争後、多国籍軍に90億ドルの援助を行なったが自衛隊派遣を直接派遣してこないことを欧米諸国が非難。それをうけ1991年に自衛隊の実任務として初めて掃海部隊の自衛隊ペルシャ湾派遣を行うこととなる。これを嚆矢に、武力紛争に巻き込まれる恐れが少ない地域を中心に、救難、輸送、土木工事などの後方支援、司令部要員などへ、非武装、軽武装の要員・部隊を派遣するようになった。

#### 3-Ⅲ. 海外派遣関連の法律

自衛隊海外派遣の根拠となる一般法にはPKO協力法、自衛隊法、周辺事態法、国際緊急援助隊の派遣に関する法律がある。

##### ・PKO協力法

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律。国連総会、安全保障理事会の決議にもとづく平和維持活動（PKO）や人道的な国際救援活動を行うことを目的に、停戦合意、紛争当事者の受入れ同意、中立、独自判断による撤退、隊員の生命・身体防護に限定した武器使用の5条件を前提として、自衛隊員・部隊を派遣する根拠となる法律。

##### ・自衛隊法

自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とした法律。

##### ・周辺事態法

そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（周辺事態）に対し日本が実施する措置と手続などを定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律。

##### ・国際緊急援助隊の派遣に関する法律

海外の大規模災害に対して、要請に応じて国際緊急援助隊を派遣して、国際協力の推進に寄与することを目的とした法律。救助活動、医療活動、災害応急対策及び災害復旧のための活動を国際緊急援助隊の任務とする。

また、テロ特措法やイラク特措法のように、時限立法という形で特別法を設け、一時的に自衛隊派遣を合法化することができる。



### 3-IV. 海外派遣での活動

#### A. 後方支援・復興支援

・自衛隊ペルシヤ湾派遣(1991):自衛隊法 99 条。

海上自衛隊のペルシヤ湾派遣掃海部隊を派遣しペルシヤ湾で機雷掃海を実施。

・自衛隊インド洋派遣 (2001~2007。2008~2010)。:テロ特措法、及び新テロ特措法

海上自衛隊のインド洋後方支援派遣部隊が参加しアメリカ海軍など各国艦艇への後方支援。

・自衛隊イラク派遣 (2004~2008): イラク特措法。

陸上自衛隊のイラク復興支援群とイラク復興業務支援隊、航空自衛隊のイラク復興支援派遣輸送航空隊が参加。

#### B. 国際連合平和維持活動(PKO):PKO 協力法

自衛隊カンボジア派遣 (国際連合カンボジア暫定統治機構)(1992~1993)

停戦監視要員 8 名、陸上自衛隊のカンボジア派遣施設大隊 600 名。

自衛隊東ティモール派遣 ( 国際連合東ティモール支援団)(2002~2004)

司令部要員 7~10 名、陸上自衛隊の東ティモール派遣施設部隊 405~680 名(1 次隊及び 2 次隊:各 680 名、3 次隊:522 名)。

#### C. 現在の継続中のPKO:PKO 協力法

自衛隊ゴラン高原派遣(国際連合兵力引き離し監視軍)(1996~)

イスラエル・シリアの国境地帯に位置するゴラン高原に展開。司令部要員 2 名、ゴラン高原派遣輸送隊 43 名。

ネパール(国際連合ネパール支援団)(2007~)

ネパール政府とネパール共産党毛沢東主義派との停戦監視。非武装の監視要員として自衛官 6 名(他に連絡要員として文民 5 名)。

自衛隊スーダン派遣 (国際連合スーダン派遣団)(2008~)

司令部で連絡調整など。陸上自衛隊から 2 名。

自衛隊ハイチ PKO 派遣 (国際連合ハイチ安定化ミッション)(2010~)

難民救援

#### D. 難民救助

ルワンダ紛争 - 自衛隊ルワンダ難民救援派遣 (1994)

先遣隊 23 名、ルワンダ難民救援隊 260 名、空輸派遣隊 118 名をザイール共和国(現・コンゴ民主共和国)等へ派遣。

東ティモール紛争 (1999~2000)

空輸部隊 113 名をインドネシア共和国等へ派遣。

アフガニスタン紛争 (2001 年-) 空輸部隊 138 名。

イラク戦争 (2003)。空輸部隊 56 名による UNHCR のための救援物資の空輸。空輸部隊 98 による C-130H によるヨルダンのアンマンとイタリアのプリンディシとの間の空輸。

#### E. 国際緊急援助隊(国際緊急援助隊の派遣に関する法律)

自衛隊ホンジュラス派遣 :ハリケーン (1998)医療部隊 80 名、空輸部隊 105 名。

トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送 :地 震(1999)輸送艦「おおすみ」、掃海母艦「ぶんご」、補給艦「ときわ」、人員 426 名をイスタンブルに派遣。

自衛隊インド派遣 :インド西部地震 (2001)物資支援部隊 16 名、空輸部隊 78 名。

F.海賊対処:海賊対処法

ソマリア沖海賊の対策部隊派遣 :ソマリア沖の海賊(2009)

。海上自衛隊の海空部隊護衛艦 2 隻を基幹とする約 400 名。航空自衛隊 の空輸部隊、その拠点を警備する陸上自衛隊の戦闘部隊、更に数名の海上保安官らなどをも含む統合部隊。

3-V. 海外派遣の効果

自衛隊海外派遣の効果は一概に言えないため、イラク派遣の際の活躍を例示する。

イラク派遣の場合

- ・日本国政府の陸上自衛隊派遣延長 支持78% 不支持13%
  - ・自衛隊の活動 満足61% 不満 28%
  - 不満の理由 事業が小規模 約50%
  - 自衛隊に希望する駐在期間 1年以上 約70%
- (2005 年地元紙アッサ マワが現地のムサンナ州の住民 1000 人を対象アンケート調査)

- 自衛隊復興支援 満足78% 不満18%
  - 自衛隊は占領軍 思う 14% 思わない 85%
  - 自衛隊の活動 満足 65% 不満 28%
- (2006 年 1 月に共同通信がサマーワで自衛隊に関するアンケート調査)

3-VI. これからの自衛隊派遣の動き

・国際平和協力法案

自衛隊の海外派遣を随時可能にする国際平和協力の一般法案。従来の国連平和維持活動(PKO)協力法やイラク特措法など、自衛隊の派遣内容ごとに異なる法律を一本化。国連や国際 機関の要請に迅速に対応できるようにするほか、日本独自の判断でも派遣を可能とする。新たな任務として、治安維持を目的とした「安全確保活動」や「警護活動」「船舶検査活動」を追加。武器使用権限を拡大し、同じ活動を行う他国部隊 への「駆け付け警護」や任務を遂行する上で必要な武器使用を可能とする。

cf)国際平和協力法第一条(総則)

この法律は、日本国憲法の国際協調主義の理念を踏まえ、国際連合の決議等に基づき行われる国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための活動等に対し、我が国が適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及びその実施について定めるとともに、当該活動等に対する物資協力のための措置を講じ、もって我が国が国際社会の一員として国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための努力に積極的に寄与することを目的とする。

資料47 陸自部隊のイラク特措法に基づく活動及び成果

諸活動等	実施内容	実績	成果
医療活動 04年2月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸自派遣部隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地医師などに対し診断方法、治療方針についての指導・助言</li> <li>・わが国から供与された医療器材の使用法の指導・助言</li> </ul> </li> <li>○ムサンナー県の救急車搭載員に対する技術指導</li> <li>○医薬品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導などの医療支援</li> </ul>	医療技術指導 277回	<ul style="list-style-type: none"> <li>★基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、わが国の支援前に比べ約1/3に改善したと言われている。</li> <li>★救急医療能力が向上</li> </ul>
給水活動 04年3月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サマーワ宿営地における浄水及び、給水車への配水</li> </ul> <p>ODAにより宿営地近傍に設置した浄水設備が05年2月4日に稼働を開始したことに伴い、陸自派遣部隊による給水活動を終了</p>	合計約53,500トン を給水 延べ約1,189万人分	★安定した清潔な水へのアクセスが可能
公共施設の復旧 整備活動 04年3月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ムサンナー県内の学校の壁、床、電気配線などの補修</li> </ul>	36校	★ムサンナー県内の約1/3の学校設備が整い教育環境が改善
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所施設 (PHC: Primary Health Center)</li> <li>・サマーワの養護施設、低所得者用住居</li> <li>・フルカ浄水場、ルメイサ浄水場</li> <li>・ウルク遊園、オリンピックスタジアムなどの文化施設</li> </ul> </li> </ul>	66カ所	★ムサンナー県民の生活、文化に親しい感を供与
現地雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の復旧・整備に現地企業を活用</li> <li>○宿営地における通訳、ゴミ収集作業に現地住民を雇用</li> </ul>	1日当たり最大で1,100名強の雇用を創出(延べ約49万人程度を雇用)	

### 3-VII. 自衛隊海外派遣に対する反対理由

- ・軍隊が人道支援をすると、本来、人道活動をしてきた国連やNGOまで巻き添え攻撃を受ける危険性が増す。
- ・安全地帯のみでの活動と示してあるが、安全地帯の境界が不明確。
- ・海外派遣での活動内容の定義が不明確で、紛争を激化させるのに加担してしまう恐れがある。
- ・自衛隊よりも NGO といった団体のほうがより効果的・効率的に活動ができる。

などなど。

## 4. 憲法

### 4-I. 憲法とは

国民主権の原則に基づいて象徴天皇制を採り、個人の尊厳を基礎に基本的人権の尊重を掲げて各種の憲法上の権利を保障し、国会・内閣・裁判所・地方自治などの国家の統治機構と基本的秩序を定める。この他、戦争の放棄と戦力の不保持が定められていることも特徴的である。日本国の最高法規に位置づけられ（98条）、下位規範である法令等によって改変することはできない。また、日本国憲法に反する法令や国家の行為は、原則として無効とされる。

### 4-II. 集団的自衛権とは

集団的自衛権とは、自国に攻撃をしていない他国を、自国と同盟を結んでいる第3国への攻撃をもって第3国とともに反撃するというもの。

国連の集団安全保障システムによる強制措置（国連軍の派遣、多国籍軍の軍事行動の容認）とは異なり、国連の枠外で発動されるものである。国連憲章では集団的自衛権の行使を認めている。日本では、個別的自衛権は憲法上容認されているという考えが主力だが、集団的自衛権については議論がわかれ、政府見解では行使は憲法違反であるとされる。

その立場でテロ特別措置法でのアメリカ軍支援のための自衛隊インド洋派遣は憲法違反ではないのかという議論が出た。また、憲法改正論議でも集団的自衛権を行使すべきか否かということが問題になっている。

### 4-III. 集団的自衛権に関する学説

#### 否定説

「自衛のための実力を保持することのみを認め、武力の行使を禁止している日本国憲法が、現実に日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、日本が武力をもって他国への攻撃に立ち向かうことまで認めているとは解されず」「集団的自衛権は憲法上否定されている」

#### 肯定説

1. 「我が国は国連に加盟しており、国連憲章に意義や留保を唱えていない」以上「集団的自衛権の保有及び行使を憲法上明文で否定していない限り我が国が個別的自衛権と並んで集団的自衛権を『固有の権利』として保有していることは自明」である
2. 「国連憲章第51条にみられるように「国際社会では個別的自衛権と集団的自衛権を分離することなく国家の属性としての権利を解し」ており、憲法制定経緯を「検証して第9条を再解釈すれば、集団的自衛権を国家固有の権利として認めることに何らの矛盾は生じない」

### 4-IV. 9条

第9条 1 項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

#### ・解釈

政府は、自衛隊による米軍などへの後方支援活動は集団的自衛権の行使にあたらぬという解釈を示している。

#### 4-IV. PKO 参加に関するの政府の主張

以下の原則にそぐわない PKO の活動参加は憲法違反であるとする。

1. 湾岸戦争の際の多国籍軍のように武力行使自体を任務・目的とするものにわが国が参加することは憲法上許されない。
2. その場合の「参加」とは当該多国籍軍の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味する。
3. 武力行使自体を任務・目的とする多国籍軍についても、参加に至らない「協力」については、すべて許されないわけではなく、当該多国籍軍の武力行使と一体になるようなものは許されないが、武力行使と一体とならないようなものは憲法上許される。
4. 憲法上許される場合であっても、法律上の規定がない場合は、自衛隊はこのような「協力」はできない。

・政府が提示した武力行使との一体化を判断する場合の一般的な基準

1. 戦闘行為が行われまたは行われようとしている地点との地理的關係
2. こちら側の具体的な行為の内容
3. 武力行使を行っているものとの関係性の密接性
4. 協力しようとする相手の活動の現況

以上の5つの項目を踏まえて総合的に判断する。

・上記の条件にあう PKO 活動の実施に関しては、以下の **PKO 参加 5 原則** にのっとり行動する。

1. 紛争当事者間で停戦の合意が存在していること
2. 自衛隊の参加する平和維持隊の活動に対する受け入れ国などの合意が存在していること
3. 中立性を保って活動すること
4. 上記①から③の原則のいずれかが満たされなくなった場合には実施要領に従い一時業務を中断し、さらに短期間のうちにその原則が回復しない場合には閣議決定により撤回し派遣を終了させること
5. 武器の使用は要員の生命等の防衛のために必要な最小限度に限ること

#### 4-V. イラク派遣特措法に関する政府の主張

##### A. 非戦闘地域をめぐる問題

1. 非戦闘地域の要件をみたとすように活動区域を設定するに際しては、我が国が独自に収集した情報や諸外国から得た情報を総合的に分析し、活動期間中の状況変化の可能性なども含めて合理的に判断する。
2. 状況は刻々と変わりえるものであるため、非戦闘地域に指定しても、戦闘地域に変化してしまった場合には、危険を回避し、活動を一時中断し、支持を待つことになる。
3. 夜盗や泥棒の類によるものは、国または国に準ずる者による武力の行使で国際紛争に発展するようなものではないから、戦闘地域にはならない。
4. 非戦闘地域イコール安全な地域を意味せず、また、米軍が指定するコンバットゾーンが戦闘地域と同義でもない。

##### B. 武器弾薬の輸送について

1. 外国の領域における武器弾薬の輸送はそれ自体としては武力の行使には当たらず、活動地域が非戦闘地域に限られていることから武力行使との一体化の問題も生じないので、憲法上の問題もなく
2. 武器弾薬とそれ以外の物が混在して一つの荷物にまとめることが往々にして行われるので、武器弾薬をいちいち点検しては円滑な業務が実施できなくなる恐れがあり
3. 同法は基本的には戦闘が終了しているイラクの中で、イラク復興のための国際社会の取り組みに対して寄与することを目的としているので、自衛隊が実施する業務から武器弾薬の陸上輸送をあえて除外する必要性が認められない。

#### 4-VI. 判決例

名古屋高等裁判所 (2008. 4. 17)

国に対しイラク派遣についての違憲の確認と派遣の差し止め、及び損害賠償を求めた裁判。

原告に対し全面敗訴の判決を下しが、傍論として、

1. 航空自衛隊部隊が多国籍軍兵士をバグダットに輸送している事に鑑み、“戦闘地域での活動”とし
2. 他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ず、武力行使を禁じたイラク特措法に違反し、日本国憲法第9条に違反する活動を含んでいるとする問題点を指摘した。

#### 5. 論点

海外自衛隊派遣する派は・・・

- ・自衛隊の活動はどこまで認めるか (集団的自衛権、武器輸送、PKF など)。
- ・安全地帯のラインはどこに定めるか (非戦闘地域)。
- ・さらに自衛隊の活動を効率化させるためにいかにすべきか。
- ・憲法は変えるべきか。
- ・NGO などとの関係はどうするか。

などなど。

海外自衛隊派遣しない派は・・・

- ・現在の派遣地帯に対してどのように支援を行うか。
- ・今後どの地域に重点的にODAを行っていくべきか。
- ・ODAの実施の仕方はどのようにすべきか。
- ・無駄のない、国民に喜ばれるODAにするにはいかにすべきか。
- ・現状のNGOとのつながりで十分か。
- ・どのようなODA決定プロセスが望ましいか。

などなど。

以上のデータを踏まえたうえで・・・。

日本の国際貢献の充実化のためには・・・

1. 自衛隊海外派遣は推進すべきか否か。

2. 1での方針をふまえたうえで。

海外派遣推進すべき派は・・・

・どのようにして効果的な自衛隊派遣を行っていくべきか。

海外派遣推進しない派は・・・

・さらなる国際貢献のために日本はいかにすべきか。

以上を議論してもらいます。

**雄弁部員に期待する！！！！**